

令和5年度真庭市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、本市における障がい者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

1 適用範囲

この方針は、本市の全組織を対象とする。

2 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象となる施設は、その所在地又は住所が市内にある法第2条第4項に掲げる施設及び本市で障がい者及び就労施設等の連携により物品等の共同受注発注等を行うNPO法人等とする。また、対象となる物品等は、対象となる施設等が供給する物品等とする。

3 調達推進の実施

- (1) 福祉課は、調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報や、過去に調達した物品等に関する情報を定期的に取りまとめ、庁内での情報共有を図るものとする。
- (2) 福祉課は、調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を、取りまとめ各部局へ提供するほか、本市ホームページへの掲載を行うことで、障がい者就労施設等が供給する物品等の本市及び本市以外からの受注に資するものとする。
- (3) 福祉課は、障がい者就労施設等に対し、法の趣旨及び本方針の内容等を周知し、本市が調達しやすいような物品等の提供体制の確保に努めるよう促すものとする。
- (4) 各部局は、物品等の発注に当たって、障がい者就労施設等からの物品等の調達をしやすいように配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。
- (5) 各部局は、イベントや関連行事等を主催する場合、障がい者就労施設等の出店ができるよう場所の確保及び出展調整を行う等、障がい者就労施設等の販売機会の拡大に努めるものとする。
- (6) 物品等の調達にあたって、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約の方法による場合については、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。

4 調達の目標

令和5年度においては、令和4年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回るとともに、庁内全部局において調達実績を挙げることを目標として設定するものとする。

【参考】令和4年度の本市における調達実績 17,525,954円

5 進行管理等

年度終了後、各部局等における調達の実績を取りまとめ、その概要を本市ホームページで公表するものとする。また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めるものとする。

6 その他

- (1) 各部局は、所管する指定管理者、委託事業の受託者等に対して障がい者就労施設等からの物品等の調達を働きかけるよう努めるものとする。
- (2) 各部局は、所管する外郭団体や関係団体、関係する企業等に対しても法及び本方針の周知を図り、障がい者就労施設等からの物品等の調達が促進されるよう協力を働きかけるよう努めるものとする。